

貝塚市上下水道事業公告第 36 号

条件付一般競争入札を下記のとおり執行する。

令和 8 年 9 月 4 日

貝塚市下水道事業
貝塚市長 牛尾 治朗

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 貝塚市下水道施設等自家用電気工作物保安管理業務
- (2) 業務場所 貝塚市 沢 外 地内
- (3) 委託期間 令和 8 年 12 月 1 日から令和 9 年 10 月 31 日まで
- (4) 業務概要 下記の自家用電気工作物保安管理業務 一式
 - 二色の浜雨水ポンプ場
 - 津田雨水ポンプ場
 - 見落川雨水ポンプ場
 - 三昧川雨水ポンプ場
 - 北境川ポンプ場
 - 北境川排水機場
 - 阪南港 3 区排水施設
 - 清名台マンホールポンプ場
 - 清名台第 2 マンホールポンプ場
 - 津田北マンホールポンプ場
 - 石才マンホールポンプ場

2 入札応募資格

以下の全項目を満たす者について、条件付一般競争入札に応募することができる。

- (1) 貝塚市において、大業種名「12 施設・設備の保守点検」内の小業種名「1203 電気設備等（受変電設備、自家用電気工作物含む）」の令和 8 年度入札参加資格登録を行っている者
- (2) 大阪府内に本店、支店又は営業所等を有していること。
- (3) 会社更生法又は民事再生法に基づき、更生手続き開始の申立て又は再生手続き開始の申立てがなされていない者（更生計画又は再生計画の認可がなされている者は除く）
- (4) 貝塚市入札参加停止要綱（平成 25 年 12 月 2 日施行）に基づく入札参加資格停止等の措置を受けていない者
- (5) 次の（ア）から（ウ）までのいずれかの要件を満たす電気主任技術者を 3 人以上有

していること。なお、電気保安法人の場合、配置予定保安業務担当者は、この公告の日において直接的な雇用関係を有していること

(ア) 第一種電気主任技術者の交付を受けている者 3年※

(イ) 第二種電気主任技術者の交付を受けている者 4年※

(ウ) 第三種電気主任技術者の交付を受けている者 5年※

※事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務に従事した通算期間（電気主任技術者免状の交付を受けた日前における期間については、その2分の1に相当する期間）

(6) 平成28年4月1日からこの公告の日までの間において、国又は地方公共団体若しくはこれに準ずる機関（公社、公団、事業団体等）と自家用電気工作物の保安管理業務を元請として完了した実績を有していること

(7) 主たる連絡先である事業所等が、委託する全ての施設から2時間以内であること

(8) 貝塚市暴力団排除条例（平成24年貝塚市条例第23号）第10条に基づく措置を受けていないこと

3 契約条項閲覧場所及び期間

貝塚市上下水道部 上下水道総務課 下水道担当

令和8年9月4日（金）から令和8年9月15日（火）まで

時間は、午前9時から正午、午後1時から午後5時まで

4 応募受付期間・方法

簡易書留又は一般書留等配達の記録が残る方法により、令和8年9月15日（火）必着で郵送すること。なお、宛名面には「一般競争入札申込書 在中」と記入すること。

5 郵送先

〒597-8585 大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号

貝塚市 上下水道部 上下水道総務課 下水道担当 宛

6 入札参加資格者の審査結果

令和8年9月29日（火）に申込者に対しFAXにより通知する。

7 設計図書等配付及び入札日

(1) 設計図書等配付

設計図書等は、貝塚市ホームページにて公開する。ホームページにおける公開方法、閲覧方法等については、令和8年9月29日（火）に入札参加資格を得た者に対しFAXにより通知する。なお、現場説明は実施しない。

(2) 入札

日 時 令和 8 年 10 月 13 日（火） 午後 1 時 30 分
会 場 貝塚市役所本館 2 階 中会議室 A

8 無効となる入札該当事項

貝塚市建設工事入札実施要綱第 18 条に該当する入札を行った者

9 入札保証金

貝塚市契約規則（平成 19 年貝塚市規則第 9 号）第 5 条及び第 6 条による。ただし、同規則第 7 条第 1 項の規定により免除することができる。

10 設計価格及び最低制限価格

設計価格は、事後公表とし、最低制限価格は設定しない。

11 契約書の要否

委託契約書は必要とする。

12 入札回数

- （１） 3 回を限度とする。
- （２） 入札時において、入札参加者が 1 者の場合でも入札を実施する。

13 設計積算内訳書

入札時に、入札金額の根拠とした設計積算内訳書を提出すること。
（詳細は設計図書等配付時の指示による。）

14 提出すべき書類

- （１） 条件付一般競争入札参加申込書（様式 1）
- （２） 同種業務実績書（様式 2）（その実績を証明する書類を添付）
- （３） 配置予定技術者調書（様式 3）（資格及び雇用関係を証明する書類を添付）

15 予算の減額又は削除があった場合の措置

この入札（契約）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に基づく長期継続契約であって、令和 9 年度の予算において減額又は削除があった場合は、契約期間及び契約金額を変更することができる。この場合において、市は、それに伴う実損害の賠償責任を負う。

16 問合せ先

(1) 入札の手続きに関すること

貝塚市 上下水道部 上下水道総務課 下水道担当

T E L 072-433-7180 (直通)

(2) 今回発注する応募資格及び業務の内容に関すること

貝塚市 上下水道部 下水道推進課 施設担当

T E L 072-433-7181 (直通)